

痴漢と冤罪についての一考察（六）

齋藤 信治

はしがき

I 要点概説

〔注, 参考文献・略称〕(以上, 126巻5・6号)

II 要点各説

第一款 被害の実在性 (1) 単なる物理的接触

第二款 被害の実在性 (2) 変わり種 —— 背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題 —— 巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性 (3) デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種 (及び警察官「現認」事件)
(以上, 126巻9・10号)

第六款 「痴漢」の社会的問題性

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より, 早期中止要求発声・防衛を! (以上, 126巻11・12号)

III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決 (以上, 127巻9・10号)

2 若干の注目点 (以上, 129巻1・2号)

3 難しい有罪維持確定事件

まえおき

〔I〕東京高判平12・12・13, 最決平14・9・26 (長崎事件=西武池袋線事件)

〔II〕東京高判平13・11・5 (小泉事件=京浜急行線事件)
(以上, 本号)

〔III〕東京高判平14・9・13 (外房線事件)

IV 各方面へのメッセージ

Ⅲ 裁判例から

3 難しい有罪維持確定事件

まえおき

以下、一審の有罪認定が二審でも支持され更に（これは、以下では繰り返さないことが多いが）上告も棄却された——しかし、激しく争われ、難しい——有罪維持確定の三件の痴漢被告事件を取り上げたい（別に、拙ホームページ <http://saitoshinji.jimdofree.com/> 内「雑談・気分転換コーナー」2020年暮れコロナ禍中版〔以降。最新は、2021年末・新春版〕【5 特別抗告・再審請求事件等】も参照。そこで「痴漢」関係では唯一取り上げている「小林事件」は、重要なのでここでも〔IV〕として論じる予定だったが、コロナ禍の影響上ここでは割愛させて頂く。なお、やはり「痴漢」等で、同版〔以降〕【10〔増補版〕植草事件】も参照）。

これらを検討する際の視点も又、刑事事実認定の鉄則とされている「疑わしきは被告人の利益に」（これについては、本稿（一）51のほか、特に、松尾浩也・岩瀬徹 編『実例刑事訴訟法Ⅲ』185の岩瀬徹「情況証拠による立証と合理的疑い」参照）によっても、有罪とすることに懸念はないのか、である。「どちらかという、犯人らしいか、犯人らしくないか」の問題ではなく、「犯人と断定しても、まずまず間違いの余地（「合理的な疑い」を容れる余地）はない」といえるか否か、を検討するものであることに、十分留意して頂ければ幸いである。

もう一つ、念のため断っておくと、以下に述べる愚見は、各裁判所——その令名高い（中には、個人的にも有能と感じている）裁判官・裁判官方——が直接証拠に接した上で慎重に（ただし、合議体の場合、ことによると二対一の多数決で）なした公権的解決を不遜にも誤りと断定するものでは更々なく、基本的には、ひとり愚考してみた極ささやかな「疑問の余地」を恐る恐る目立たないところでそっと示してみようという程度のものにと

どまる。ただ、時には、うっかりキーが躍って、無謀な大胆さを露呈しているかも知れない。また、（たとえば長崎事件のように）無罪論が強い事件では、これに乗ってかなり強く冤罪ないしその可能性を主張している場合もある。いずれにしても、ご迷惑をおかけすることを恐れ、念のため、裁判官名は記していない。もっとも、ひよっとしたら、誰よりも（裁判官よりも！）確かに真実を知る被告人として、真実の必死の叫びが遂に最後まで通らず、絶望的な無念の思いを募らせ続けた方やご家族（あるいは、挫折感に打ち拉がれた弁護士・支援者）が、こんなところに（も）理解者がいたかと僅かながら慰められる可能性も絶無とまでは言い切れないかも知れない。いずれにせよ、「有罪認定は十分に納得できる」あるいは「裁判は難しい」等と判断するか否かは、一に読者諸賢の主體的判断に委ねられている。

〔I〕 先ず取り上げようと思うのは、**東京高判平12・12・13**（弁護534）によって一審の有罪判決（弁護540）が支持された、西武池袋線事件あるいは被告人の姓から長崎事件とも呼ばれているが、何線でもどの電車でも発生し得るような事件（1997年）である。女性は明らかに被告人に痴漢されたと主張し、被告人は全くの濡れ衣だと争うのだが、一審（簡裁）の判決によると、「被害者は桜台駅付近から痴漢らしい人に気付き、その人が下半身を押し付けてきて、体を被害者に密着させて離れることなく、太股を着衣の上から左手で撫でるような感じがし、やがて手が太股の中に入ってきたこと²⁸⁾、その手が陰部にまで伸びて陰部の上で指を折り曲げるように動かされたことを考え合わせると、被害者が犯人を誤認する余地はない。また、全く面識もなくたまたま同じ電車に乗り合わせた被害者が殊更被告人を犯人に仕立て上げることも到底考えられない。」被害者は、「何すんや。

28) この点、明確化のため少し補足すると、被害者は、痴漢がスカートをたくし上げ、その手が太腿の中まで入ってきてパンティに及んだと認識したようだが、具体的には「下着の上から陰部を触るなどし」として、条例違反での起訴になっている（弁護539参照）。

痴漢や。するな。」と大声を発しており、その「証言は具体的であり、……屈辱的痴漢行為の被害を受けた若い女性の迫真の発言、行動として十分に信用することができる」。他方、「被告人の弁明は（謝罪したり後になって否認を試みたりしていると解され）不自然で到底信じられない。」というのだ。

一般に、痴漢被害を受けたという女性証言に寄りかかった有罪判決では、デッチ上げも誤認も考え難いとか、あるいは、反対尋問でも崩れていないとか、被害者の供述が（実は、捜査官の聞き取り・指導・作文等を経れば当然なのだが）具体的・詳細、自然・合理的、臨場感あり・迫真的だから信用できるなどとしていることが多い。本件でも同様のようである（秋山・裁判官126参照。なお、例外的に、既に具体性・迫真性が欠けるとされた、ただ悩ましくはある最近の例として、さいたま地判平30・11・21〔高山光明裁判長〕）。しかし、これまで見てきたように、鞆等の接触や手の偶然的接触を痴漢と思い込むケースや車内トラブル等に起因するデッチ上げが疑われるケースも見られるほか、悪賢い隠れた痴漢のことなど夢想だにせず単純に直近の特に怪しそうに感じた男を槍玉に上げる逮捕や、無意識的・意識的に、捜査官と共に「誤認逮捕」などではないと充分主張したくての思い込み・偏り・誇張・方便的供述・受指導など、危険な要素を間々伴いがちなのが、痴漢事件である（なお、今村核・刑弁59号86）。

二審（上記高裁）判決も、一審の認定を正当とし、なお、（後掲の被告人の一連の言動が「犯人が被告人であることを推認させる」ほかに、）被害者は「相当の注意を払いつつ、犯人の見極めをしようとしていたこと、……被告人は被害者の左側に立っており、しかも両者は接近した位置関係にあった事実は、陰部を手で触るという本件の犯行態様と相まって、……犯人が被告人であるとする被害者の証言を補強している面がある」等としている（しかし、その「補強している面がある」として殊更に挙げているようなことは、犯人性「断定」の手がかりとしては余りに薄弱で、却って有罪認定の脆弱性を示唆しているかも知れない）。

結論から言うと、裁判所は、あるべき姿とはいえまいが、實際上ありがちなこととして、初めから被害者の善意を信ずるばかりか、混雑し視界が限られがちな上に、被害者に直近の他の乗客の陰に隠れて痴漢を働くような狡猾な犯人も大いに考えられる（この点は、その後の諸判例で気付かれるようになっていく。本稿（二）8参照）困難な状況の中で、犯人を的確に特定する能力までを被害者に想定し、その側に立って（対照的に、被告人に対しては、否認すれば、却って感情的に不信を募らせて）、やや簡単に断定しているようにも感じられる【なお、この事件については、長崎事件弁護団の編集にかかる小冊子『なぜ痴漢えん罪は起こるのか——検証・長崎事件』が現代人文社から公刊されており〔なお、秋山・裁判官117も本件につき詳説〕、時折は「長崎団」で引用させて頂くが、いろいろ参考になるところがある〔秋山賢三弁護団長による「刊行にあたって」は、重要な基本文書〕。なお、荒木伸怡弁護士の立教大学管理下ホームページ Rikkyo University : Araki's Homepage-General 内「お知らせ」中「言いたい放題」に収められている《ただし、その後は確認できていない》有益な「痴漢冤罪長崎事件上告審意見書」も参照】。ともあれ、具体的にみると、この事件で特徴的なことは、痴漢視された被告人が電車内あるいは駅事務室に向かう途中で被害者に対して発した、「すみません」等の言葉の意味あるいは実在性が激しく争われ——他の裁判例にも類似の現象がみられる²⁹⁾——、裁判

29) 関連の裁判例として、①高知スポーツ少年少女団事件(続弁護82とくに85)は、監督として指導していた中年男性が教え子で小学5年の女兒にわいせつな行為をしたとして起訴され、一審では有罪となったものの、高松高裁で逆転無罪となった事件だが、そこで合理的疑いが残るとされた理由として、卓球を止めたかった女兒が止めるためにウソの作り話をした可能性も否定できないこと等のほか、被告人は翌日などに女兒の母親等に「すみません」と発言していることつき、「わいせつ行為を認めたものではなく、練習で手や足を持って教えたことはあり、それが女兒や両親に不快な思いをさせたかも知れないと推測し、ことを穏便に済ませるため、とりあえず『すみません』と述べた」旨供述しており、理解できない言動ではないことも挙げられている。

所はこれらが被告人の犯人性を推認させると共に、被害者の証言の信用性を強く補強している、としたことであり、そこに本件全体の危うさが見え隠れしているようである。

②総武線事件（弁護514とくに510、508とくに492）で、被害者が主張するように、「触ってくるんです」と言ったところ、被告人が「勘弁してよ」と発言したかが争われ、一審はそのような発言はなかったと認定し、二審は、被害者の主張が明白に事実と反するとまでは言い切れないものの、そのような発言があったと積極的に認定するには疑問の余地があるし、仮に被告人が「勘弁してよ」と言ったとしても、それが直ちに自身が犯人だと認めたものとは解されず、むしろ、「自分は関係ない、言い掛かりだ」という反駁の趣旨とも解し得る、旨判示している。

③逆転無罪の三鷹バス事件（本稿（二）2参照）でも、被告人の謝ったような言葉——被害者の言い分では「ごめんなさい」、被告人の言うところでは「はい、はい、ごめん、ごめん」——の意味が（被害者供述の信用性に対する評価の根本的対立に比べ、どちらかと言えば従的にではあるが）争われた（判例時報2246号125、128、129参照）。すなわち、地裁の一審判決は（一旦は）いわば正式の謝罪があったものと解し、より詳しく紹介すると、「被告人は、バスの車内で謝罪を求めた被害者に対して『ごめんなさい』などと謝罪し、その後、被害者とともにバスから降りて歩道上で話をした際には、被害者から痴漢しましたよねと言われたのに対して強く否定し、バスから降ろした責任を取れなどと言い、被害者が帰って下さいと言っても帰らなかったが、被害者が後続のバスの運転手に痴漢被害を訴え、運転手が被告人を取り押さえようとすると、その腕を振りほどいて逃げ出し、結局運転手らによって現行犯逮捕されたことが認められる。被告人は、被害者が睨んでいたので、とりあえず謝ったとか、無実の罪で逮捕されるのを恐れて逃走したなどと弁解するが、理由も聞かないままに、謝罪したり、バスから降りたりするというのはいかにも不自然であるし、被害者に対しては誤解だとして強く抗議する態度を取っていたのに、運転手に対しては、一転して、身の潔白を主張することもなく逃走を図ったというのも態度が一貫しておらず、痴漢行為について全く身に覚えがない者の行動として不自然である。もっとも、上記の被告人の行動を多義的に解釈する余地が全くないわけではないから、上記の事実をもって被告人が痴漢犯人であることを推認させる事実とまでいうことはできないが、少なくとも、それを疑わせる事実であり、痴漢被害を受けたとの被害者供述の信用性を補強するものといえる。」

（一）二回の「すみません」の趣旨は？……被告人・弁護人の言い分では（長崎団43）、一回目の「すみません」（の繰り返し）は、被害者に「やめろ」

と判示している。他方、高裁の二審判決は、「この点に関して被告人が供述するところを具体的にみると、被告人は、被害者が自分を睨んで、何か言ってきたが、マスクもあり、声も小さかったので、何を言ってきたか分からなかった、しかし、睨まれているということで、何か気に障ることをしたのかなと思ひ、『はい、はい、ごめん、ごめん』と流すように謝った、その後、被害者が自分の右手を掴んで『降りましょう』と言ってきたので、勤務校に向かうバスの中で言い争いなどをしたくないと思ひ、『はい、はい、降りる、降りる』と言ってバスを降りた、バスを降りた後で、被害者から、『痴漢しましたよね』と言われた、身に覚えのないことだったので、『知らん』と言うと、被害者が『じゃあ帰って下さい』と言ってきたので、『こんなところで降ろして、ふざけるな』と言ひ、学校を目指して歩き始めた、そうしたところ、男性らが追いかけてきて、『お前、痴漢しただろう』と言って捕まえてきたので、痴漢だと誤解されていると思ひ、腕を振り払って、走り出したところ、転んでしまい、男性らに押さえられたというのである。その供述内容は、被害者の供述等に照らしてみても、明らかに不自然、不合理なものであるとまではいえぬ、こうした被告人の行動等をもってしても、被害者供述の信用性、特にその核心部分の信用性に対する前述した通りの疑問は払拭し難いというべきである。」と判示し、「被告人が公訴事実記載の行為をしたと認めるには、合理的な疑いが残る」との結論につなげている。前者の一審判決は、ここでも、被告人が言うことは「疑おうと思えば疑える」「疑える限り、無罪という訳にはいかない」とするに近く、支持することは難しい。

なお、④最終的には不起訴処分になったものの、痴漢と疑われ、女性に手を払われたことは認め、ギョウギョウ詰め電車のことで仕方なかったとはいえ、手が相手の腰辺りに接触していたらしく、相手が気を悪くしたことは確かのようなからと思ひ、「すみませんでした」と謝ったことが、「ここひと月ずつとこの男につきまわられて痴漢されている」旨の女性の訴えを信じた鉄道警察隊に痴漢を一旦は認めたものと誤解され、半年ほど酷い目にあつたというのは、夏木19。

そのほか、⑤盗撮・同未遂事件であるが、丹念な逆転無罪の東京高判平22・1・26〔門野博裁判長〕は、被告人が「すみません」と謝罪したのを、盗撮を認めたものと判断するのは相当でないと思ひ判示している（もっとも、かなり特殊な事情も考慮）。

とか「触るな」と怒鳴られたとき、突然のことで何のことか分からず、電車の揺れなどでぶつかっていたことを言われたのかと思い、それについて謝罪する趣旨だったし（類似の弁明が認められた例として、上掲注29の高知スポーツ少年少女団事件・高松高判平16・6・15〔続弁護85〕など4件ほど）、二回目の「すみません」は、自分が先になって被害者と駅事務室に向かって歩いている途中、話せば分かると思い、被害者に呼び掛けるつもりで声を掛けたものだという。確かに、被害者は18歳の女子大生であるが、今度の相手は以前の痴漢犯人のような怖そうな男ではなく、自分でもやっつけることができるような人間だと感じ、えらく強気になったのか、「何すんや。痴漢や。するな。」とか、特に「逃がさへんで。なめんなよ。突き出してやる。逃げたらどうなるんか分かっとんやろな。」などと、まるでヤクザのような感じで（被告人の受けた印象ともいう）、派手・威嚇的な啖呵を切り、背広の下辺りを掴み、あるいはネクタイをむんずと掴むなど、随分威勢が良かったので（これは、無抵抗・無反撃・不告発・不逮捕と痴漢を付け上गरせる意気地ない被害者たちに比べると、人違いかの問題を別とすれば、ある意味では、むしろ模範的ともいえそうだが）、被告人は相当びびり、威圧されたようではあるのだ。二回りも年下（池上178参照）の女の子である被害者の上掲のような言動に対して、「すみません」といった言葉を使っている辺りにも、そんな事情が窺えようか。また、「すみません」は、名前も知らない（被告人にとっての被害者のような）相手に対する話し掛け方として、普通に用いられる表現であることも、無視されてはならない筈である。

これに対し、被告人をクロとみる側では、痴漢行為を詫げる趣旨としか考えられないとする（しかし、そうとは言い切れないように思うが、どうだろうか）。たとえば、二審判決は、「被告人も……『触るな』との趣旨を言われたことは自認している」とした上で（被告人の「何のことか分からず」という前記主張は無視しており、疑問。原和良・長崎団43も参照）、「これに対応して『すみません』との言葉を言えば、それは痴漢をしていたのが自分であることを認めたもの」であり、しかも、二回目の「すみません」で重ねて謝罪し

たものだとする（それも、この発言は、途中からやっと思めたものだから、単なる呼びかけの言葉とは解しがたい）、とする。この辺り、秩序維持に任じ被告人の弁解には厳しく当たる裁判所の姿勢が感じられる。安易に被告人の弁解を鵜呑みにして無罪判決を下すようでは、頼りなく、社会の信頼は得られないという訳か。しかし、強引な決め付けも、社会の信頼を得る所以ではない。また、「途中からやっと思めたものだから」と言うが、謝罪の言葉なら鮮明な記憶となろうが、単なる呼びかけの言葉として発したものに過ぎないなら、やや思い出しにくいかも知れないし、被告人の立場になれば、謝罪の趣旨と誤解されることを恐れて言い出すのが遅れても奇妙とはいえない。

（二）「私は何もしていないですよね」……これも被告人に言わせれば、なぜ女性が自分を駅員室に連れて行こうとするのか全く分からず、怪訝に思いながら問い掛け、ないしは、痴漢などしていないことの確認を（客観的には難しそうにしても、身に覚えのないことだから、気持ち上やはり）得たくて話したものだ（無実なら、十分にあり得ることだろう）。他方、一審判決は、（一）（二）に関し、「通常、若い女性に混雑している電車内で大声で怒鳴られて、その理由が理解できないのであれば、通常人ならその理由を尋ねるであろうに（斎藤：[以下同様] 常にそうだと言い切れるか？ 会話が難しそう自分で想像・思案するような場合も当然あり得るなど、不意に怒鳴られても、一種冷静で合理的な反応ができる状況・人ばかりだ、とは決していえないと思われる）、被告人は何ら理由を尋ねることもなく、咄嗟に『すみません。すみません。』と発言しているの、右『すみません。』は謝罪の意味としか解されないし（そう割り切るのは、ちょっと独断的では？）、下車後駅事務室に至る途中の柱の陰に至って、初めて『私は何もしていないですよね。』と犯行を否認する発言をしているのも余りに時間的に遅く、作為的で（これらは、一つの見方に過ぎまい）、しかも、その理由として、被告人は同証人（被害者）が可哀想だと思ったからである旨述べているが（その被告人の説明は確かに

理解しにくいのが、人間は、時に、とくに咄嗟の場合など、まま不適切なことも言いがちでは?)、右被告人の弁明は不自然で到底信じられない」もので、他方、被害者の供述は具体的であり、若い女性の迫真の発言・行動として十分に信用できる、としているが(しかし、本稿(四)185,189で引用の最高裁補足〔多数〕意見の戒め参照)、やや単純・一方的に割り切っている感もありはしないだろうか。

(三)「おカネですか」あるいは「おカネではいけませんか」……こういうこと、とくに後者のようなこと、は被告人は言っていない(むしろ、上記(二)の「私は何もしていませんよ」との被告人発言を、西武池袋駅ホーム上の大きな騒音に影響されて、被害者が想像・思い込みで聞き間違えたのだろう)ともされるが(弁護人らの統一された主張か)、被告人自身は、相手はカネ目的(「示談金」をせしめる目的)で痴漢呼ばわりしているのかなとも思ったので(後記(九)等々の事情からしても、無辜の身に降りかかり得る事のように思われる。なお、時期等の関係で今一つの感はあるが、Wikipedia「痴漢冤罪」も参照)、前者の「おカネですか」ぐらいのことは言ったかも知れない、とも語ったことがあるようだ(二審判決が次に見るように、鬼の首を取ったみたいに、引用する〔弁護人から証拠調べ請求の〕被告人の手記参照)。被害者は、被告人から「おカネで解決できませんか」もしくは「おカネではいけませんか」と言われたが、「おカネで解決するんやったら、駅員さんに言わんわ」と言ったと主張しており、被告人が「おカネですか」あるいは「おカネではいけませんか」のいずれかの言葉を発したとみるのが順当のようでもある。ただ、前者だった可能性がむしろ強そうに思われるし(むしろ、後者のような急に金銭的解決への切替えを求める発言は、余り成算があるとは考えられず、実際上も珍しいのではないか。本稿作成の過程で多くの裁判例に接してきたが、そんな発言には出会ったことが一度もない)、その前に、「私は何もしていませんよ」とも言ったのが、被害者には、騒音の中である上に不意かつ予想外だったこともあり、聞き取れなかった可能性もありそうだ。自身は痴漢な

どやった覚えのない被告人が、「私は何もしていないですよ」と確認を求め、それにも拘わらず痴漢呼ばわりするのは「おカネ（がほしいの）ですか」と尋ねたと考えても、何らおかしくはない、のではないか（その想定は、被害者は第三者による痴漢被害を実際に受け、また、カネで解決する気はなかった、としても、それと少しも矛盾なく両立し得る）。

他方、クロとみる側では、金銭で痴漢を許してもらおうとしたに違いない、とみる。この点、二審判決は（前記の被告人の手記を持ち出して曰く）「その意味合いはともかくとして、被告人も金銭に関わる言葉を口にしたことを認めているのである。このようにみてくると、被告人がA（被害者）に対して、金銭で解決したい旨の言葉を口にしたことが認定できるが、被告人が痴漢行為をしていないとすると、そのような言葉を口にすることは殆どあり得ないことというべきであり（しかし、示談金取得目的で痴漢とデッチ上げられたのなら、多少のカネをやって窮地を脱するの一案かも、と考えてもおかしくないのではないか）、このことは被告人がAに対して痴漢行為をした犯人であることを強く推認させる」と断じている。しかし、これも、有罪の先入観に囚われ一方的な見方しかできなくなっているかのような印象を受ける。そもそも「意味合い」が問題なのに、そこを飛ばし、むしろ被告人クロの意味合いで議論を進めており、「合理的疑い」の余地や「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則は忘れ去られているような感じだ³⁰⁾。これでは

30) 言葉の点についての弁護人・被告人側の主張は、たとえば、秋山・裁判官129、長崎本人・長崎団8、生駒巖ほか・同17、佐藤善博・同35に展開されている。なお、最後に挙げたもの（佐藤）では、松川事件の被告人の一人である赤間の自白を補強するかの「赤間（脱線）予言」、検証時の「赤間失言」、勾留中の「赤間失言類似発言」といった「赤間の片言隻句を採り上げて、有罪認定の極めて有力な資料と解するが如き危険をおかすことは、避けねばならない」等と判示した松川事件再上告審（昭和38・9・12）判決や、詫び状や友人・親兄弟・勾留質問裁判官への犯行告白などもさほど決定的ではないとした大森勸銀事件上告審（昭和57・3・16）決定が援用されている（これらの判決・決定は、裁判所のHPから閲覧可能）……こうした援用は、一・二審判決の一方的断定

大きな問題だし、悪くすると、無辜を苦しめる冤罪にもなりかねないのではないか（これまで見てきたことも含めると、あるいは、被告人が信じられない裁判官なのか？ なお、下村71, 75, 木谷明『「無罪」を見抜く』289, 339, 361等参照）。

ある元裁判官（その後、弁護士）の「日本の裁判官は、どうして、率直に『合理的な疑いを超える程度の証明がない』として無罪判決を書くことをしないのか、疑問になる判決が幾つもある。有罪にしないと裁判官が人事上不利に扱われることがあるのではないかと、と思われるほどである。我が国では、『疑わしきは罰せず』が実践できているとは到底考えられない。このことが我が国における最大の誤判原因になっていると思われる。」「『一人の女性の証言』だけで有罪にしているのは、その実は、裁判官が『合理的な疑いを超える程度の証明』ということのレベルを極めて低いものに押し下げてしまっているからである。……本来『証明不十分』として無罪にすべき事件を、無理矢理、あえて有罪方向に割り切って『処理』しているだけなのである。痴漢冤罪が数多く発生していることの陰には、こういう裁判の側の条件が考えられる。」との論述（秋山・裁判官69, 128）が思い起こされるようでもある（なお、木谷・前掲290, 340, 本稿（一）47）。少なくとも、無罪判決を書くとなると、不利益な扱いを受けたくなければ、有罪判決を書くときに比べ、何倍もの精力を注ぎ込む必要があるという現実はある程度確からしく思われる。

への対応として十分理解でき、検討・見識の深さを窺わせるものだ。ただ、本来的には、必要不可欠のものとは到底いえず、それなしにも、一方的断定の問題性は読者諸賢ほか一般人に簡単・十二分に理解可能ではないかと思われるが、どうであろうか。……なお、一般の読者には益々余計とも思われるが、一応、特別な読者も想定し、念のため案内しておく、上記松川事件・大森勸銀事件での問題に関する専門的な文献としては、田崎67, 99, 129等のほか、斎藤・松川注15・16, 廣津16, 門田139, 161, 206, 235, 248, 375, 382, 大森勸銀の方は、日弁連・研究41, 221（岡部保男）、後藤217（松永憲生）、なお、成澤228（門井節夫・古川佑士）、等がある。

（四）被害者が犯人は被告人だと思った根拠は確かか……そもそも、被害者は被告人を犯人だと特定したが、その根拠が頼りないのだ。すなわち、被害者の供述要旨によると、「桜台駅を過ぎた辺りから左横に痴漢らしい人を感じた。その人は被害者が窓に正対して立っていたのに対し、左横に半身が来るようにして被害者の方を向いて立ち、下半身を押し付けてきた。……被害者は、指を動かされて、触っていた手を振り払うとともに、大きな声で『何すんや。痴漢や。するな。』と言って、相手の男の顔を見た。その男は先程から被害者の左側にいた男で、その男は小さな声で『すみません。すみません。』と言った。**その声を聞いて被害者は左側にいた男が痴漢に間違いないと確信した**（一審判決・弁護538。太字化は斎藤〔以下、同様〕）。被害者は、混雑している電車内では動き回れないし、ずうと体を密着させその体が被害者から離れなかったので、同一人物と思った。」と判示されている。被告人が「ずうと体を密着させその体が自分（被害者）から離れなかった」（弁護538）と言うが、自身が「混雑している電車内では動き回れない」状態だったと認めている（観察が主観的なのだ）。そんな調子だから、「桜台駅を過ぎた辺りから……下半身を押し付けてきた」（弁護539）というのも、電車が桜台駅を出て加速するのに伴って当然掛かって来る圧力に、被害者の防衛本能的思い込み等が加わったり、満員で押されたり、電車が揺れたりの影響が（も）考えられそうだ（電車の加速・減速が誤解につながった可能性の濃厚な事件〔東京地八王子支判平18・3・10〕につき、本稿（一）注3〔5〕、Ⅲ2A〔A〕（ロ）。また、長崎団28も参照）。被告人は「左横に半身がくるようにして被害者の方を向いて立ち」下半身を押し付けてきた（弁護539）といい、被害者のすぐ近くにいたことは間違いのないようだが、そこから大胆にエスカレートしていったというのは、余りに堂々とした行動のようでもあり、もし痴漢被害が本当なら、むしろ、被害者の目に付きにくいところに真犯人が隠れていた可能性が（も）少なからず疑われよう（本稿（二）8参照）。なお、被告人以外に犯人とみ得る人物は見当たらなかったともいうのだが（被害者の捜査段階での供述）、本当にそう認識したのだったとしても、極め

て有りがちな主観的・素人的印象に過ぎないとも考えられるし、既に被告人を痴漢犯人として捕まえた後の供述であって、逮捕を正当化できなければ立場・名誉がなくなり責任問題すら発生し得る状況下での供述(本稿(二)26参照)だけに、信憑性に相当な疑問が残る上に、その客観性を裏付ける事情がある訳ではない(長崎団52参照)。むしろ、乗客同士が触れ合う程度には混んでいたといい、周囲に何人もいた筈だし、痴漢被害を疑い感じていたのだから、冷静な観察も難しく、頼りなさを否みがたい。むしろ、軽信すら疑われ得よう。「被害者に触り得る可能性のある人物が複数存在する旨の実験結果も身動きも困難な本件犯行時と状況を異にする」(一審判決)というのも、「身動き困難な」状況なら「触り得る可能性のある人物」は単数しか存在しないとするかのようで、理解に苦しむ。前記のように、被害者自身すら、被告人の「すみません」で(謝罪したと思込み)初めて被告人が犯人だと確信したと自認しているのだ(被害者自身、本来確信を持ち得なかったのだ!)。しかも、真犯人は、それ自体はもっともなことに、捕まりたくはなくて、直近の第三者の後ろや脇辺りに、巧みに目立たないようにしていた可能性も決して否定できない(その後の重要判例などにつき、本稿(二)8参照。なお、山本さむ『痴漢日記』[1994年]42, 101: 要旨「痴漢常習者が電車内で周囲を見渡してもサラリーマンなどが痴漢か否かの判別は難しく、見分けがつかない(痴漢被害者は一目瞭然に分かる)」、痴漢常習者などは「あの手この手で少しでも怪しまれず触ろうとする」)。裁判所が目視を欠く被害者の観察を単純に信頼するには甚だ問題があろう(小口千恵子・長崎団27, 鳥海準・同48, 50など)。痴漢の手を一切見ておらず(従って、その手から辿って犯人の顔等を確認できたという訳でもないし、手が右手か左手か、また、どちらから伸びてきたかの確たる判断も不可能と思われる)、スカート等の中で痴漢の手を掴んだのではないばかりか、そもそも痴漢中の手を掴んだ訳でもない。要旨「触っていた手を振り払った(大声も出した)後に、被害者の左側にいた被告人が小さな声で『すみません』と言ったその声を聞いて、被害者は左側の男が痴漢に違いないと確信した。被害者は、混雑している電車内では動

き回れないし、ずうと体を密着させその体が被害者から離れなかったので、痴漢だと思った。そこで、被害者はその男（被告人）に逃げられないようにその男の背広の下辺りを掴んで、さらに『逃げるなよ。……』と言った。」というに過ぎないのだ（一審判決・弁護538）。かなり後になって熟成し現れた裁判例だが、極めて適切な東京高判平21・6・11〔阿部文洋裁判長〕が、「被害者が手を掴んだのはスカートの外側であること、その際、犯人の手であると目で確認してはいないこと等に照らし、被害者の掴んだ手が犯人のものだとは断定し難い」旨判示しているのと（本篇（二）24参照）対比されるべきである！ この点は、決定的に重要だ。

なお、「被害者証言によれば、江古田駅を過ぎた辺りからは（被告人供述によっても、椎名町駅の前後においては）、被告人は被害者の被害者の左側に接近して立っていた」との位置関係や、「手を振り払って大声を上げる時点まで、痴漢行為は続けられていたという経緯」から、犯人誤認の可能性は低い（二審）というのも、「低い」位で満足するのも不都合なことは一先ず措くとしても）説得的ではない。或る程度接近した位置関係は、犯人性の要件ではあっても、十分条件では全然あり得ないし、継続的痴漢というだけで犯人特定が当然確実ということにはなる訳もなく、大声などがあれば近くの真犯人も痴漢を止めるのは当然だ。

（五）「真犯人が別にいるなら、気付いた筈だ」といえるか？ ……二審判決は、「電車内で被害者の周囲に立っていた他の乗客が同女に対し痴漢行為を働いた可能性について考えてみても、……被告人は被害者の左側に接近して立っていたことが認められるから、仮に、他の乗客が被害者が述べるような執拗で強度の痴漢行為に出たとしたならば、同女の左側に接近して立っていた被告人がこれに全く気付かなかった筈はないように思われるが、被告人は捜査段階から当審に至るまで、これを窺わせる供述は全くしていないのであって、そのような可能性も乏しいと考えられる。」とも判示している。

被告人を犯人と断定するために、精々（被害者の証言を鵜呑みにしつつ）この程度のことしか持ち出せない点、とくに注意が必要だろうが、また、これは、いささか粗雑な上に恐ろしい論法ではないか。痴漢とりわけ巧妙な真犯人は周囲の人に疑われないように行動する者が多いと考えられ、（前記のように）その点を考慮した判例（本稿（二）24）も後には現れている（本事件はそれより前に審理・処理されていることもあって、巧妙に隠れている真犯人の可能性の意識が全く欠けている）。ところが、二審判決の論法では、ある時間近くにおいて、巧妙に隠れている真犯人に気付かないと（あるいは、気付いたかに言っておかないと）「お前が犯人だ」といわれかねないのだ！

（六）無実でない者（犯人）が果たしてそこまで頑張れるものだろうか……刑が高々罰金5万円にとどまるにも拘わらず（「認めれば直ぐに釈放してやる」旨の検察官との取引〔長崎団2, 4, 7, 39〕にも応じず）、被告人が1450万円近い高額の出費³¹⁾を含む大きな負担・犠牲を甘受して——更に、スイスのジュネーブにある国連人権委員会にまで日本の痴漢冤罪の問題を訴えに行ってくるなどの行動（長崎団12）も含め——無罪主張に徹したのも、無実ゆえ損得抜きに名誉にこだわったからとみるのが素直と思われ、少なくとも、どちらかと言えば被告人の無実を窺わせるようだし、果たして被害者に「おカネではいけませんか」などと取引を持ちかけるような人物かも疑わせよう（長崎団39）。すなわち、カネで許してもらおうというような男なら、当時は（4年ほど後には、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金へと重罰化された）、都迷惑防止条例の刑は最高でも僅か罰金5万円だったから、何万円かの罰金を払って済ませそうなもので、検察官との取引に応じなかったとは考えにくい。

31) 被告人はしががないサラリーマンのようながら、有り金をほとんど叩き、あるいは借財もしたのか、累計1440万円以上もの私財を投げ出し、（本件への重大問題意識を共有して結集した100名余もの）大弁護団の援護を受けていたという（長崎団40、井上176等参照）。

（七）混雑しない電車を利用する痴漢？ ……被告人は毎日通勤には、混む準急ではなく、相対的には混雑しない各駅停車の電車を利用している（本件もこの電車内で起きた）とのことだが（長崎団41, 弁護539）、これも被告人の犯人性を——とくに、被害者の（下記）主張によれば、犯人は常習犯らしいだけに——疑問視させよう。

（八）回避行動不存在から生ずる深刻な疑問……被害者は10分ほども執拗で強度の、耐えがたく不快で腹立たしい筈の、痴漢被害を受け続けたというが、各駅に停車する電車であるから各駅で下車も可能な筈だし、江古田駅では急行待ちのために3分間も停車するというのに、その停車中も目立ちやすい状況で痴漢被害を受け続けていたとの被害者主張のようであり（長崎団54）、しかも、被害者はその言動からして何とも気が強く、男勝りを思わせるように、怒り強烈な逮捕行動をしているにもかかわらず、また、初めての痴漢被害でもないし、既に桜台辺りで横目で相手の顔を見たというのだから相手は怖そうな人ではないこと位は分かりそうなものなのに、不可解なことに、10分間もの間（しかも、駅に停車中も。とりわけ、江古田駅では3分間もドアが開いた停車中も）、着衣の上からが多かったにせよ、敏感な太股に触られ、それが（実質）続けられた（その間、併せ、スカートを捲り上げたくし上げてスカート内に手を入れパンティに触るという被害にも遭った）にしては、そのまま、声も立てず、じっと我慢し続けた、——「変だな」と思ったり（痴漢被害の主張が真実なら〔以下同じ〕、普通考え難い「鈍感さ・呑気さ」!）、犯人かどうか確認したり（そんなことより、実効的な回避行動が先ではないのか!）、身をよじったりした（そんな程度では足りないことは分かった筈だ!）とはいうが、その程度の反応にとどまり——特段の回避行動を取っていないというのは、少なからず不自然だ（長崎団24, 54, 弁護536）。相手の「行為」に関し、疑心暗鬼・迷い・誇張等が疑われよう（なお、本稿（二）6の東京高判平26・12・11〔村瀬均裁判長〕が参考になる）。

加えて、過去に痴漢被害に遭って腹を立てたものの、相手が怖そうだっ

たので、捕まえたり大声を上げたりもできなかったことがあるらしく、今回は、本当は、不快な満員電車の中で、嫌に接触・凝視されると感ずるなど主観的に不審に感じ続け、あるいは、密着・接触など主観的に長々と疑心暗鬼で痴漢を疑っただけで、特段の回避行動までは必要なかったが、過去の腹立たしい痴漢被害を思い出し、半ば同視・混交して、今度は何ら怖そうでない（むしろ、弱そうな）相手である被告人を槍玉に上げた可能性も強ち否定し切れないようだ（長崎団22, 27も参照）。

（九）繊維鑑定の結果の重み……それに関連して、更に大いに注目されるのは、客観的な繊維鑑定の結果だ。被告人は被害者の下着の上からその陰部に触るなどしたとして起訴されており、検察官は、被告人の手に付着していた繊維と被害者の下着の繊維とが「極めて類似していた」とする科捜研の鑑定を持ち出したが（「極めて」であろうと、「類似」で有罪証拠とするのは、極めてどうかと思われる。なお、東京高判平25・7・25, 東京地判平24・9・20）、弁護士依頼の専門家の証言により両繊維は全く別物と判明したとのことである（長崎団20参照。なお、佐藤善博・同36）。もし、そうなら（実際、一番は「鑑定の結果は結局不明というものであり、当裁判所も右結果を事実認定の証拠として採用していない」と判示。しかし、荒木伸怡氏の前掲「上告審意見書」が指摘しているように、この判示は全く不十分・不正確ではないか）、被告人の有罪が証明できなかったというにとどまらず、その無実——痴漢行為不存在——の公算が大きくなったように思われる。

（十）盗撮事件との関係……不幸なことに、後に被告人は盗撮事件を起こし、すっかり信用を落としたが、盗撮事件と痴漢事件は全く別物であり（非接触型と接触型で類型も別なうえ、侵害性も、プライバシー感覚の進展に関わる盗撮と、昔から明白な痴漢とでは、性質・度合いが異なろう）、盗撮は事実でも（詳細不詳）、痴漢被告事件（一貫して否認している。）の方は、（九）まで詳述したことに変わりではなく、やはり冤罪ではないかと思われる。後で盗

撮した以上、先の「痴漢」は間違いない、などとは到底いえない。むしろ、痴漢冤罪の経済的・肉体的・精神的な重圧で疲れ果て思慮の薄れた状態での盗撮の可能性もあるのではないか（一般に痴漢冤罪の重圧・悲惨は想像を絶するほどである上に、本件では（六）でみたようにサラリーマンの身で1440万円を上回るほどの経済的負担も強いられたというのであり、これでは精神状態をノーマルに保つこと自体困難と思われる）。なお、序でながら、「痴漢」のほか、盗撮にやや近い「覗き（未遂）」についても冤罪が問題となっている著名——植草氏——事件が特別注目に値する（この植草事件は、コロナ禍の深刻な影響等を考慮し、《Ⅲ 3 まえおき》記載の「雑談・気分転換コーナー」2020年暮れコロナ禍中版〔以降〕91頁以下で扱っている）。

〔Ⅱ〕本当は真犯人が被告人の横合いから被害者に触っていたのではないかが、相当問題になりそうな例（なお、そう認められた諸例につき本稿（二）10参照）として、**東京高判平13・11・5**（弁護453）でも一審（弁護459）の有罪認定が維持された京浜急行線事件＝小泉事件がある【周防正行監督の多くの映画賞に輝いた話題作・ヒット映画「それでもボクはやってない」の素材の一つ。弁護181〔上野奈央子弁護人の評釈〕も参照。上告（興味深い事情につき、小泉252参照）棄却で確定。再審請求・即時抗告も棄却。被告人の言い分は、木谷・基本34で「刑事裁判官必読の書」の一つとされている、小泉7。本書（『彼女は嘘をついている』）の帯には、「無実であっても無罪になるとは限らない。この事件に対する怒りが、僕の映画の核心だ。」周防正行、とある】。

（一）被害者供述には余りに変遷・矛盾・不自然さが目立つ……この事件では、「純朴な女子高生」と認定され裁判所の全面的信頼を得ているものの、里見繁・File 5号50によると母親から嘘つき呼ばわりされていると自認する被害者の供述には、被告人小泉・上掲書を信用する限り、その真摯性・信用性を疑わせるような変遷・矛盾・不自然さが余りに多いようで

ある³²⁾。

(二) 被告人の弱み等の問題……他方、被告人にも疑われて当然のところがある。すなわち、先ず、交番でトイレに行った際、警察官から右手に

32) とくに：①警察では「電車通学をするのは週に1～2回で、ふだんは、自転車通学をしています」と言ったのに、5～6回位も電車内で被告人に痴漢されたという主張に合わせるためか、公判では「週に1, 2回程度……自転車に変えたりしましたけれど、ほとんどは電車でした」と正反対の証言。②それなら、利用することが多かったという本件の特急電車のことを熟知していそうなものなのに、「急行電車だったことは覚えているんですけど……」などと不可解な証言。③担任によると、入学してまだ2ヵ月程度なのに遅刻4回・欠席3回もしながら、公判では遅刻は「余りなかった」と証言。④警察で「電車の時間や乗る場所を変えたりしていた。が、時々一緒の電車になってしまう」旨、検察庁では「同じ犯人から付け狙われていると思い、いつも乗る車両を変えていた。それなのに、更に4回、5回と被害に遭った」旨供述しているが、他方、公判では、「電車通学で主に利用していた電車・時間は、本件の特急押し行き」「通常はいつもその5両目の先頭ドアで乗車」旨証言しており、被害を受けたという5回のうち4回も同じドアから（あと1回の3回目も一つ異なるだけのドアから）乗ったと自認。しかも、「変えていた」というのは記憶違いとは考えられないから、意図的に虚言を弄したものとみられる。後の「変えていない」との自認も（被告人がいつも同じドアから乗っていたと捜査官に供述していると聞いてやむを得ずなしたものとみられ）自発的とは思われない。こうした不誠実な者の言は信頼性に乏しい。⑤別々の痴漢被害の時、自身は混雑・すし詰めの車内で逃げられなかったとしながら、犯人はいつのまにか自分の前に立っていた旨主張。⑥計「5・6回の痴漢被害」時の被告人との位置関係につき、被告人のことは確かに認識していたと主張したいのか（犯人との確認は、目視もあり、完璧だったように主張）、いつも正面から向き合ったと、不自然な主張。⑦セックス経験なしという15歳の被害者が膣内に指を出し入れされたとしながら（事実とすれば、甚だ悪質な犯行で、懲役1年6月の実刑も軽過ぎる位だが）、咄嗟の身体的抵抗あるいは「止めて！」等の叫びもないほか、何ら痛みを語っていないこと。……以上につき、小泉57・103,98, 103・161, 57・66・67・104・222・224, 57・58・63・69・87・88・89, 61・89・164・223, 106・211・215・248・226など参照

ビニールを被せられたのに、脱落したとして手を洗っている。気が動転していたかも知れないが、多くの人は怪しいと思うだろう。また、犯行不能の理由とする障害の内容につき主張の一貫性が疑わしいようにもみえる。ズボラ・拙劣なだけなのかも知れないが、一審裁判官にウソを見破られて弁解を変えたような感じも。が、ともかく、二審では、新たに、被告人の前腕が外に開くのは45度までで、通常人は90度まで開けるのに比べ可動範囲が狭い障害は認められた。ただ、膣への挿入が、主張のように不可能かは、柔らかい器官だけに（深度にもより）確かに問題かも知れない。そのほか、裁判所は、被告人の供述には不自然・不合理・不可解な点や納得し得ない変遷があり、被害者証言と食い違う部分は一方的供述にとどまり客観的裏付けや合理的根拠が欠けているとする。もっとも、これに対しては、むしろ逆だとの見方もあり得ようし、被告人の祖母が寝たきりの上に、当日は被告人の母親が手術を受ける日で、被告人は出勤のため家を出る時そのことを気にしていたというのであり、普通はそんな朝に痴漢しようという気になるとは考えにくく、難しいところがある。そのほか、これらは何ら決定的でないとの見方も十分あり得るものの、被告人は大学の通信教育部で学ぶ人間であり、真面目さや向上心が窺われそうな感もあって、たやすく痴漢を働くものか疑問にも思われるし、妻などへの思いやりもありそうに見え、事件が知られてからも依然、妻子のほか、特に会社上層部の信頼も厚く、また、被告人は進んで駅員のところに赴いているようだし、検察官からの示談勧奨と執行猶予の提示を拒絶しているというのも無実故かとも思われる。

（三）別に真犯人が考えられないか……ところで、これこそ直接本題に関わるのだが、至極注目されることに、被害者は、「私の右手には、別の男性がいましたが、私の右半身と犯人（むしろ、被告人）の右半身とは（向かい合うように）接しており、そこに右横にいた男性の手が伸びてきて私を触ってきたということはありません。」と言う。しかし、この最後の部

分は被害者の推測にとどまり、その前の論拠から必然的に導かれるとは思われない。もっとも、被害者は痴漢犯人の「手がまだスカートの中に入っている時に、その手を掴まえて持ち上げたところ、それが被告人の手であった」と一方的に主張しているが（なお、小泉90, 168）、客観的な裏付け等がある訳ではないし、身動きがとれないほど混雑した電車内で、掴まえる手がスカートの中に入っている手だと目で確認できたかは（小泉70辺りを読むと、検事だいぶ苦心のように感じられるが）疑わしく（現に、裁判例で疑われていることが多い。本稿（二）22参照）、スカートの外でその近くにあった被告人の手を掴んだ可能性も否定できないのではないか。被告人が手を持ち上げられたのは、不意だったからではないかとも思われる。痴漢をしたところなら、当然の抵抗として、被害者より強い男の力で持ち上げられまいとし、実際持ち上げられなかったのではないか（秋山賢三・続弁護107「真犯人の手を掴むことは困難。無実の被告人の手を掴むことは簡単」も参照）。被害者の供述には変遷・矛盾・不自然さが多いので、尚のこと、ここでも不正確等が疑われ得る。また、里見記者が、裁判確定後、被害者に会って、「（あなたと小泉さんの）両方が正しいとしたら、（犯人は）この人（事件当時に被害者が書いた図で、上記「右横にいた男性」）しかいないんです」と話したところ、被害者は「じゃあ、この人を見つけ出して、どうにかしてくれるんですか」と応えたというが（File 5号50）、被告人が自分に痴漢する手を本当に目撃していたのなら、この反応はやや不自然な感じだ。被害者の主張によると、被告人は被害者に前にも、スカートの上から陰部・臀部に触るなどの痴漢を少なくとも4回もしたというが、それなら被告人は痴漢常習者だ³³⁾。更

33) ただ、「先行の痴漢が4回」（小泉61, 66, 219）というのは、やや不気味なことに、被害者の学校遅刻回数（小泉161）と一致（小泉163）！ その上、痴漢開始時期についての供述も不自然さを薄める方向で二転三転（小泉57, 61, 219参照）。「誤認逮捕などという責任重大なことをやらかしてしまったのではない」と、後付けを含めて、主張・説明したい至極自然な人情や、敵意・処罰感情、「どうせ相手は犯人だから……」の思い込み等による、訴追・処罰へと

に、これこそ、犯人は常習犯だという推論の、確かな根拠といえようが、二審の認定によると、今回、犯人は何とも手際良く、駅を発って1・2分で既に、臆に指を挿入し始めたという（前の4・5回の痴漢行為とは態様が大きく異なるため、果たして同一人物か、前の一連の痴漢行為なるものは本当に実在したのか、の疑いも生ずる）。しかし、痴漢常習者ならば、リスクと回避策を熟知している筈で、バレやすく正面から（更に、痴漢をしている手まで目視されるような危ないかたちで）痴漢する可能性は普通低かろう（里見・File 5号51引用の「痴漢のプロ」の言、小泉70, 164, 223も参照。なお、上野・弁護186, 188, 栗田敦・File 27号53）。むしろ、右横の男こそ（被告人を一種いわば盾にして痴漢を働いた）狡猾な真犯人だったのではないか、も問題となりそうだ。ただ、痴漢被害の実在性にも、靴や手等の接触で誤解され——この被害者のことだから想定し得る——誇張された可能性も含め、疑問の余地ありか。

（四）総合的判断による私的結論……結論的には、「疑わしき」は被告人の利益にという刑事裁判の鉄則、言い換えると、果たして犯人かに「合理的な疑い」が残る場合には無罪を言い渡さなければならないという異論なきルール、の適用については、それぞれの「疑わしき」あるいは「合理的な」疑いを具体的にどの程度のもので理解するかで結論が左右され得るが、その点も含めた小生の理解では、本件の場合、判断材料が増えた現時点で考えると、むしろ無罪とすべきところではないかと思う。上述の（とくに、被告人に有利な）諸点のほか、一つには、被告人の右前腕の障害のほか、臆内への指挿入を考えると、犯行時の姿勢が不自然で周囲に目立つことになってしまい、かなり現実性が疑われそうだ。また、二審のいう被告人が

焦る警察・検察に、取調べや証人尋問打合せの折に誘導・誘発されての、不実・アバウト・不真正の危険もまた大いに考え得る（本稿（二）26参照）。なお、「先行の痴漢」の各日にちが概ね余り特定されておらず、不自然であると共に反証困難な恐ろしさも問題だ（小泉219参照）。

「身体の右側を若干後方に引くか身体の左側を若干前方に出して」「身体の右側を開くようにすれば……手はより広く回外する」は、右肩が下がった一層不自然な姿の回避を意識したものかも知れないが、それ自体不可解だし（回外度自体は変わらないように思われる）、「犯人は、この時右肩を少し下げないようにして」きたという被害者の供述とも合わないし、満員電車内では「身体の右側を開く」ことに困難がありそうだ。その上、強調すべきことに、被害者の言は、既に、注32内で詳述したように変遷・矛盾・不自然さが多く（なお、注33も参照）、人を断罪し苛酷な運命に陥れる主要根拠としては酷く頼りない感じなのだ。

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）